佐用町平福地区歴史的景観形成地区自己評価書（町家周辺ゾーン）

(1)地区の目標

・宿場町の景観の維持・保存

・川端風景の維持・保存

・利神城趾の景観の維持・保存

・周辺景観との調和

(2)区域の目標

町家景観形成ゾーンと山麓景観形成ゾーン、地区外等との急激な景観の変化を

緩和するため建築物の色彩等に配慮する。

(3)項目別基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 建　　築　　物 | 高さ | ３階以下とする。 |  |  |
| 屋根 | 和風を基調とする切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とする。 |  |  |
| 黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。  ・全色相、明度6以下、彩度0.5以下  ・無彩色は明度6以下 |  |
| 外壁 | 白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |  |
| 外構 | 門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |  |
| 建築設備等 | 空調機(室外機、ダクト類等)は、できるだけ通りから見えにくいように設置する。 |  |  |
| 屋上設備は設置しない｡やむを得ず設置する場合は､できるだけ目立たない意匠及び色彩とし外部から見えにくいように設置する｡ |  |
| 掲出物 | できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。 |  |  |
| 工作物 | | 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 |  |  |
| 基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |

佐用町平福地区歴史的景観形成地区自己評価書（町家景観形成ゾーン）

(1)地区の目標

※ 町家景観通り・川端景観通りに面しない部分に摘要する

・宿場町の景観の維持・保存

・川端風景の維持・保存

・利神城趾の景観の維持・保存

・周辺景観との調和

(2)区域の目標

地区の特徴である播州系の町家と作州系の町家の意匠を守るため、街道沿いでは

それぞれの意匠の特徴を保持した町家の修景をすすめる。

(3)項目別基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 建　　築　　物 | 高さ | ３階以下とする。 |  |  |
| 屋根 | 和風を基調とする切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とする。 |  |  |
| 黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。  ・全色相、明度6以下、彩度0.5以下  ・無彩色は明度6以下 |  |
| 外壁 | 白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |  |
| 壁面の位置 | 通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 |  |  |
| やむを得ず通り(町家景観通り・川端景観通りに限る)に面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。 |  |
| 建具 | 茶褐色系統の色彩とする。 |  |  |
| 外構 | 門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |  |
| 建築  設備等 | 空調機(室外機、ダクト類等)は、できるだけ通りから見えにくいように設置する。 |  |  |
| 屋上設備は設置しない｡やむを得ず設置する場合は､できるだけ目立たない意匠及び色彩とし外部から見えにくいように設置する｡ |  |
| 掲出物 | できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。 |  |  |
| 工作物 | | 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 |  |  |
| 基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |

佐用町平福地区歴史的景観形成地区自己評価書（町家景観通り）

(1)地区の目標

**「町家景観通り」の建築物等を対象とする評価書ですが、**

**「町家景観形成ゾーン」の評価書も併せて添付してください。**

・宿場町の景観の維持・保存

・川端風景の維持・保存

・利神城趾の景観の維持・保存

・周辺景観との調和

(2)区域の目標

当地区は播州系と作州系の意匠が混在していることが特徴となっていることから、

別に定める町家修景指針のいずれかを基調とした意匠とし、伝統的な意匠の保存に

努める。

(3)項目別基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 建　　築　　物 | 高さ | 階数は２階以下とする。やむを得ず３階とする場合は、３階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。 |  |  |
| 屋根  ・庇 | 屋根は、和瓦葺きで切妻平入りとし、屋根勾配を伝統的な周辺の建物に合わせる。 |  |  |
| １階には軒の出が十分な下屋又は庇を設ける｡下屋又は庇は､和瓦葺きとし､軒先の位置と勾配を伝統的な周囲の建物に合わせる｡ |  |
| 外壁 | １階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗り又はこれに類するものとする。なお、作州系の意匠とする場合は２階の腰部分はなまこ壁とする。 |  |  |
| 通りから妻壁が見える場合は、焼板張り、漆喰塗り又はこれらに類するものとする。 |  |
| 木材に保護塗装を施す場合は､その素地の色を活かした塗装とする｡ |  |
| 建具 | 通りに面する部分の窓、格子等は平福の伝統的な様式を基調とした意匠とする。 |  |  |
| 建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。 |  |
| 外構 | 門・塀の仕上げは、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗り、和瓦葺きとする。 |  |  |
| 建築  設備等 | やむを得ず、空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。 |  |  |

佐用町平福地区歴史的景観形成地区自己評価書（川端景観通り）

(1)地区の目標

**「川端景観通り」の建築物等を対象とする評価書ですが、**

**「町家景観形成ゾーン」の評価書も併せて添付してください。**

・宿場町の景観の維持・保存

・川端風景の維持・保存

・利神城趾の景観の維持・保存

・周辺景観との調和

(2)区域の目標

佐用川の水面に映る川座敷と土蔵群の景観の維持に努める。

(3)項目別基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 建　　築　　物 | 高さ | 階数は２階以下とする。 |  |  |
| 屋根 | 屋根は切妻又は入母屋の勾配屋根とし、和瓦葺きとする。 |  |  |
| 外壁 | 土壁、板張り、漆喰塗り等とする。 |  |  |
| 建具 | 建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。 |  |  |
| 外構 | 門、塀の仕上げは、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗り、和瓦葺きとする意匠を基調とする。 |  |  |
| 野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理に努める。 |  |

佐用町平福地区歴史的景観形成地区自己評価書（利神城趾ゾーン）

(1)地区の目標

・宿場町の景観の維持・保存

・川端風景の維持・保存

・利神城趾の景観の維持・保存

・周辺景観との調和

(2)区域の目標

佐用川右岸から利神城趾を望む景観の維持に努める。

(3)項目別基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 建　　築　　物 | 高さ | ３階以下とする。 |  |  |
| 屋根 | 和風を基調とする切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とする。 |  |  |
| 黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。  ・全色相、明度6以下、彩度0.5以下  ・無彩色は明度6以下 |  |
| 外壁 | 白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |  |
| 外構 | 門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |  |
| 植栽 | 建物及び擁壁の前面(川側)に、周辺の植生になじんだ樹種の中高木の植栽を施こすとともに、樹木の保存に努める。 |  |  |
| 建築  設備等 | 空調機(室外機、ダクト類等)は、できるだけ通りから見えにくいように設置する。 |  |  |
| 屋上設備は設置しない｡やむを得ず設置する場合は､できるだけ目立たない意匠及び色彩とし外部から見えにくいように設置する｡ |  |
| 掲出物 | できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。 |  |  |
| 工作物 | | 利神城趾（山城及び平城）の石垣等遺構の保存及び維持管理に努める。 |  |  |
| 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 |  |
| 基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |

佐用町平福地区歴史的景観形成地区自己評価書（山麓景観形成ゾーン）

(1)地区の目標

・宿場町の景観の維持・保存

・川端風景の維持・保存

・利神城趾の景観の維持・保存

・周辺景観との調和

(2)区域の目標

地区内の山林部分には、周辺の植生になじんだ樹種の中高木の植栽等を

求めることにより、佐用川から眺めた山麓の緑の景観を守る。

(3)項目別基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 建　　築　　物 | 高さ | ３階以下とする。 |  |  |
| 屋根 | 和風を基調とする切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とする。 |  |  |
| 黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。  ・全色相、明度6以下、彩度0.5以下  ・無彩色は明度6以下 |  |
| 外壁 | 白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |  |
| 外構 | 門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |  |
| 植栽 | 建物及び擁壁の前面(川側)に、周辺の植生になじんだ樹種の中高木の植栽を施こすとともに、樹木の保存に努める。 |  |  |
| 建築  設備等 | 空調機(室外機、ダクト類等)は、できるだけ通りから見えにくいように設置する。 |  |  |
| 屋上設備は設置しない｡やむを得ず設置する場合は､できるだけ目立たない意匠及び色彩とし外部から見えにくいように設置する｡ |  |
| 掲出物 | できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。 |  |  |
| 工作物 | | 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 |  |  |
| 基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。  ・YR(橙)系、明度8以下、彩度3以下  ・Y(黄)系の5Yまで､明度8以下､彩度3以下  ・無彩色 |  |

佐用町平福地区歴史的景観形成地区自己評価書（自動販売機）

(1)地区の目標

・宿場町の景観の維持・保存

・川端風景の維持・保存

・利神城趾の景観の維持・保存

・周辺景観との調和

(2)項目別基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 位置 | 道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。 |  |  |
| 意匠 | 企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。 |  |  |
| 色彩 | 建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る｡ |  |  |
| その他 | 周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。 |  |  |